

「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（「JP-MIRAI」）」の事務局運営及び戦略企画・調査（企画競争）
（公示日：2022年3月25日 管理番号：21a01228）について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P3	第1.4.(2) 3) 代表者印または社印を原則とする書類の押印が困難な場合の手続き	「機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、プロポーザル、見積書については、全て代表者印又は社印の押印を原則」とありますが、機密保持誓約書の提出期限はいつでしょうか。競争参加資格確認申請書提出時やプロポーザル提出時に併せて提出する必要があるでしょうか。	本案件については、機密保持誓約書の提出をもって配布・閲覧の対象とする資料はありませんので、提出は不要です。
2	P3	4. 担当部署等(3)	機密保持誓約書の手交は本件必要でしょうか。「手続・締切日時一覧」には記載がありませんでしたので確認させてください。	
3	P4	(5) 競争参加資格の確認 1) 提出書類:	代表者と契約担当が異なる場合、書類にはどのように記載すればよろしいでしょうか。	代表者役職・氏名の欄に代表者役職及び氏名を記載し押印していただくことに加え、契約書の署名者となる代理人の方の役職・氏名を記載ください。また「競争参加資格確認申請書」と合わせて、委任状の提出をお願いします。
4	P4	5. 競争参加資格(3) 共同企業体、再委託について	再委託先は法人でなく、個人への発注でも問題ないでしょうか。	一部業務の再委託が必要となる場合、再委託先の条件として法人/個人の区別はありません。
5	P10	第2.1. 業務の背景	2023年度を目途に法人化を目指しているとのことですが、具体的に何月での法人化を目途としているでしょうか。また、法人化に向けた手続きについて、別途法務支援を調達して行う認識で良いでしょうか。	現時点では、法人化の具体的な時期は未定です。また、本契約期間内にて法人化に向けた手続きを行うか未定ですので、プロポーザル・見積作成にあたっては、法務支援の調達は対象外としてください。
6	P11	4 (4)	JP-MIRAI 会員入会・退会手続について、参加（入会）申し込みの審査とはどのような内容になるでしょうか。	申し込み時に入力いただいた内容を元に、事務局にて入会の可否を総合的に判断しています。
7	P11	4. 業務内容	受注した場合において、受注者はJP-MIRAIの事務局として活動していることを受注者自体の広報として公にしても良いでしょうか。	問題ありません。
8	P11	第2.3. 履行期間	履行期間が「2022年5月●日から2023年5月●日まで」となっておりますが、本事業期間は約12か月という認識でよいでしょうか。12か月か13か月かで、業務従事者の配置に影響するため、ご教示ください。	12か月以内を想定しています。
9	P11	(2) JP-MIRAI 戦略案策定	「法人化を含めたJP-MIRAIの将来的な組織の在り方に関する会員及び関係者の意向確認を含め、JP-MIRAI戦略案及び2023年以降の活動計画案を検討し、取りまとめる。」とありますが、「会員及び関係者の意向確認」とは、具体的にどのようなイメージでしょうか。	総会やアドバイザー会議等での意向確認を想定しています。
10	P11	4. 業務内容(2) JP-MIRAI 戦略案策定	「2022年活動計画」に基づきとありますが、説明書内の業務内容が支援範囲という理解でよいでしょうか。他に想定業務の記載が計画内にあるでしょうか。	本契約において実施いただく業務は、企画競争説明書「第2 業務仕様書（案）」の範囲内となります。
11	P11	4. 業務内容(3) JP-MIRAIの参加拡大業務および(4) JP-MIRAI 会員入会・退会手続き、問い合わせ対応いずれ	(3) JP-MIRAIの参加拡大業務および(4) JP-MIRAI 会員入会・退会手続き、問い合わせ対応のいずれにも個別面談の実施が記載されています。いずれの個別面談も、目的は入会促進だと拝察しますが、実施対象や趣旨に違いはあるでしょうか。	(3)はJP-MIRAIについてご存じない方々も対象に、入会促進のみならずJP-MIRAIの趣旨や活動について理解を深めてもらうことも目的としています。(4)はJP-MIRAIの趣旨に賛同いただき入会の検討をされている方々を対象に、疑問点の解消や入会手続きにかかる相談の対応を行うことを想定しています。
12	P12	III. 改善に向けた取り組み(9)	各会員とは400数社を対象という認識でよいでしょうか。	企業みならず自治体・NGO等の組織や個人も含め、基本的に全ての会員を対象としています。(2022年3月末時点の会員数：423)

通番	該当頁	項目	質問	回答
13	P12	第2.4.Ⅱ. (7)外国人労働者の実態調査（アンケート調査）	2月のアンケート項目については、サイト上での公開が終了しているため、情報提供をお願いします。	アンケート項目については、受注者に対して情報提供する予定です。
14	P12	第2.4.Ⅱ. (7)外国人労働者の実態調査（アンケート調査）	ポータルサイトの活用が記載されておりますが、年次計画に記載されたポータルサイトデータを活用した分析報告書・報告会は当調達の範囲ではなく、別途調達しているポータル運用の範囲内という理解で良いでしょうか。	本業務の対象となります。
15	P12	(6)年次報告書（和文）の作成	「年次報告書」はP14の5. 成果物に記載のある「2022年次報告書」と同一のものという理解で良いでしょうか。その場合、「2022年次報告書」は、本業務では契約後以降2022年12月までの活動を対象として作成することになるという理解で良いでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
16	P12	Ⅱ. 労働者とのコミュニケーション強化 (7)外国人労働者の実態調査（アンケート実施）	「外国人労働者2000人に対して質問項目最大100項目とする想定」とありますが、2000人の選定方法はどのように行うでしょうか。ポータルサイトのみで2000人が集まるとの想定でしょうか。不足が生じた場合には、別の方法で受注者が集める必要があるでしょうか。	不足が生じた場合、ポータルサイトやJP-MIRAIホームページの案内に加えて、会員や関連自治体等に拡散の協力を依頼する可能性があります。JICAからも情報提供は行いますが、アンケート協力対象者の選定・周知の方法については、注者にて検討いただく想定です。
17	P12	Ⅲ. 改善に向けた取り組み (8)課題分析・ステークホルダーへの働きかけ	「上記(7)の活動により、得られた外国人労働者に関する課題のマクロ分析を行わない、」とありますが、「マクロ分析」とはどのような分析をイメージしているか。	アンケートの集計結果に基づき、外国人労働者が抱える課題やニーズ等について、全体的・総合的に分析いただくことを想定しています。
18	P12	4. 業務内容(5) 会員向け情報発信	「SNS等を活用した更なる情報発信強化策についてプロポーザルで提案のこと。」とありますが、こちらはあくまで既存会員向けの情報発信方法の提案ということでよいでしょうか。	SNS等での情報発信については、既存の会員に限らず、JP-MIRAIの普及啓発にも資するような情報発信方法を提案ください。
19	P12	4. 業務内容 (6)年次報告書（和文）の作成	「e-bookでのウェブサイトでの掲載等」と具体的な記載がありますが、類似機能であるPDFの活用ではなく、e-bookと記載された意図をご教示ください。読み込みスピードや、横断検索機能等を要するというのでしょうか。	e-bookに限定する意図はありませんので、より適当な掲載方法がある場合は、プロポーザルにて提案ください。
20	P12	4. 業務内容 (7)外国人労働者の実態調査（アンケートの実施）	アンケートはやさしい日本語の作成でよいでしょうか、もしくは多言語対応でしょうか。その場合、具体的な言語をご教示ください。	やさしい日本語に加えて、複数の言語を想定しています。具体的な言語については、前回のアンケート（ https://jp-mirai.org/jp/2022/8387/ ）をご参照ください。
21	P12	4. 業務内容 (7)外国人労働者の実態調査（アンケートの実施）	「アンケートフォームの掲載及び記入依頼の配信は、発注者が別途契約する同ポータルサイト運用に関する受注者が行う。」とありますが、アンケートフォームは本契約の受注者が作成するとの理解で間違いありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	P12	4. 業務内容 (7)外国人労働者の実態調査（アンケートの実施）	2021年度に実施したアンケートでは何名に対して実施されたでしょうか。また、その属性に隔たりはなかったでしょうか。	2021年度に実施したアンケートでは、約1000名から回答を得ました。回答者の属性については、前回十分に考慮されていなかったため、今回実施時の留意事項と考えています。
23	P12	4. 業務内容(9) 会員等による取り組み支援	各会員による年1回のアクションプラン作成、年2回の活動報告提出を促すとありますが、具体的に予定されている実施月はありますか。	アクションプラン（年間活動計画）の提出時期は毎年4月頃としており、新規入会会員は入会後に提出いただいています。活動報告は上半期分は10月頃、下半期分は4月頃を提出時期としています。
24	P12	4. 業務内容(9) 会員等による取り組み支援	「(イ)研究会・セミナーの開催」「(ウ)グループ別会合」に関して、すでに常設されている研究会やグループはいくつあるでしょうか。また、その規模（大体の参加者数）をご教示ください。	常設の研究会・グループはありませんが、アドホックな研究会・セミナーを行っています。参加人数については、JP-MIRAIホームページの活動報告をご参照ください。

通番	該当頁	項目	質問	回答
25	P13	4(5) IV. 国内外への情報発信 (11) 広報・情報共有	「JP-MIRAI ポータルサイト」との運動性について、ポータルサイト運営事業社と都度打ち合わせの場を設ける事は問題ないでしょうか。	問題ありません。
26	P13	IV. 国内外への情報発信 (11) 広報・情報共有 (ア) ウェブサイトの情報更新	ウェブサイトとは、JP-MIRAI公式ホームページのことを指すと思いますが、同ドメイン内に構築されている「JP-MIRAIポータルサイト」の管理・運用は貴機構が別途契約する受注者が行い、本業務の対象外という理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	P13	4. 業務内容 (11) 広報・情報共有	「IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が示す情報化関連規程や基準等を遵守」との記載がありますが、脆弱性診断等の費用を直接経費等を含むことはできるでしょうか。また、過年度実施された際の目安金額や頻度等あれば、共有いただくことは可能でしょうか。	必要経費であれば提案可能ですが、全体の合計金額が上限額に収まるように積算してください。
28	P14	(12) 海外への情報発信	「英語等多言語での資料を作成して発信する」とありますが、想定される多言語は何でしょうか。	たとえばベトナム語やスペイン語など、発信する内容に深く関連する対象者/対象国の言語を想定しています。
29	P15	第2.6. 委託業務の形態	契約後、貴機構と協議の上承認を得て、派遣社員(プロポーザル提出時点で派遣元法人等は未定)を雇い、本業務のうち一部の定型業務に従事させることは可能でしょうか。	問題ありません。「第3 プロポーザルの作成要領」をご参照の上、実施体制についてプロポーザルにてご提案ください。
30	P16	7. 経費の支払・精算について	一般管理費のパーセンテージの上限はあるでしょうか。	上限はありません。当該業務委託を行う為に必要な経費であり、業務に要した経費としての抽出・特定が困難な経費について、必要分を算出し計上ください。
31	P19	1. 見積書の作成について	直接経費にある「海外旅費」は、(12) 海外への情報発信のための事務局の旅費に該当するでしょうか。また、会員の旅費は会員自身の負担でよいでしょうか。	「海外旅費」は、業務を実施する上で海外渡航が必要となる場合に計上ください。会員の旅費については、本契約の対象外としますので、見積への計上は不要です。
32	P19	1. 見積書の作成について	パンフレットの想定される印刷部数をご教示ください。	パンフレットは、デザイン・制作にかかる費用に加え、「1000部」の印刷にかかる費用を計上してください。
33	P19	1. 見積書の作成について	資料印刷が必要となるイベント(①総会・フォーラム②アドバイザー会③専門家会④研究会⑤勉強会⑥分科会⑦セミナー等)およびその想定規模(参加人数規模)をご教示ください。また、印刷は白黒とカラーどちらで費用計上すれば良いでしょうか。	イベントの規模や参加人数については、JP-MIRAIホームページの活動報告をご参照ください。印刷物(白黒/カラー)については、各イベントや対象者を鑑みて、適切な方法を提案ください。
34	P19, 20	1. 見積書の作成について	P19で示される直接経費の項目以外で必要と思われる経費について、P20で示される上限金額内での積算額合計とは別立てで積算したいのですが、可能でしょうか。	必要と思われる経費があれば提案可能ですが、全体の合計金額が上限額に収まるように積算してください。
35	P20	第4 1. (3) a) 定額計上	定額計上として240,000円とありますが、こちらは各会1回あたりの計上金額の理解でよいでしょうか。	合計額となります。
36	P20	第4 1. (3) b) 定額計上	定額計上として1,000,000円とありますが、こちらは各会1回あたりの計上金額の理解でよいでしょうか。	合計額となります。
37	P20	1. 見積書の作成について	79,786千円は税込でしょうか。	79,786 千円は消費税込みの金額です。
38	P20	第4 1. (4) 上限積算	79,786千円を上限として積算とありますが、消費税込みの理解でよいでしょうか。	
39	P35	第5 契約書	情報セキュリティ管理規程(平成29年規程(情)第14号)及び情報セキュリティ管理細則(平成29年細則(情)第11号)の記載がありますが、該当内容をご教示いただくことは可能でしょうか。	受注者の決定後、必要に応じて受注者に開示します。

以上